様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地

名　称

代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付申請書

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　補助対象事業及び申請内訳

| 補助対象事業 | 交付申請額 |
|---|---|
| 温室効果ガス可視化サービス | 円 |

※補助対象期間（旭川市にて記入）　：令和　　年　　月～令和　　年　　月

３　補助対象事業、交付申請額等の詳細　　別紙のとおり

４　添付資料

（１）可視化サービスの仕様が確認できる資料

（２）（１）に係る提供事業者との契約内容が確認できる資料

（３）（２）に係る契約金額の内訳が確認できる資料

（４）法人の登記事項証明書（個人事業主にあっては個人事業の開業届出書の写し及び直近の所得税の確定申告書の写し）

（５）旭川市税の滞納が無いことの証明書

（６）誓約書（様式第２号）

（７）その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名、連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

交付申請書（別紙）

1　補助事業に係る経費等

| 内　訳 | | 金　額 |
|---|---|---|
| 可視化サービスの月額利用料（税抜） | | 円 |
| うち、補助対象経費の額（税抜） | ① | 円 |
| 補助対象月数 | ② | 月 |
| 交付申請額 | ①×② | 円 |

※1　補助対象経費の額は月額１万円が上限（年間契約などによる一括払の場合、一括払する額を利用日数（無料で利用することができる日数を除く。）で按分した額を補助対象経費とする。）
※2　補助対象月数は無料期間を除く最長６か月かつ交付申請年度の２月末日以前
※3　市外の事業所と同時に導入した場合、市内分を按分計上し、その計算方法を６に記入のこと

2　申請者情報

| | |
|---|---|
| 可視化サービスを導入する事業所の所在地 | |

3　導入した可視化サービスの概要

| | |
|---|---|
| 契約期間又は使用予定期間<br>（うち、無料期間） | 年　月　日～　年　月　日<br>（　年　月　日～　年　月　日） |
| 提供事業者への支払方法 | 月払　・　年払　・　その他（　） |
| | 補助対象経費の支払完了予定日：　年　月　日 |

交付申請書（別紙）

４　他補助金併用の確認

当該可視化サービスの導入に際して、他補助金を（□併用する（予定含む）／□併用しない）

以下は、可視化サービスの契約に市外の事業所が含まれている場合において記入してください。

５　サービスの月額利用料（補助対象経費）の按分の計算方法

| |
|---|
| |

(1) システムの月額利用料が事業所ごとに明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

(2) システムの月額利用料を事業所ごとに明確に区分できない場合は、システムの月額利用料の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

様式第２号（第７条関係）

# 誓　約　書

（旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金）

私は、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金の交付を申請するに当たり、下記１から６の内容について誓約します。

なお、下記４に関して旭川市長が必要と認めた場合は、この誓約書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、旭川市長が警察署長に意見照会すること及び警察署長から得た情報を旭川市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

１　交付申請の内容は、要綱の規定に基づき、事実に相違なく、虚偽や不正がないこと、かつ可視化サービスを連続して１２か月以上利用することを誓います。

２　連続した１２か月分のデータを要綱に基づき市にデータ提供するとともに、当該データについて、市に協力する機関への提供を承諾します。

３　申請内容の虚偽等があった場合は、要綱第１５条に基づく交付決定の取消し及び要綱第１６条に基づく補助金の返還に応じることに同意します。

４　旭川市から要綱第１７条に基づく監査の要請があった場合は、これに応じます。

５　旭川市暴力団排除条例（平成２６年条例第１６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第７条第１項に規定する暴力団関係事業者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

６　その他要綱に記載する事項について遵守します。

以上

年　　月　　日

（宛先）　旭川市長

（誓約者（申請者））住　所

名　称

代表者（職・氏名）

**※ 自署してください。（記名の場合は代表者印を押印してください。）**

様式第３号（第８条関係）

旭環指令第　　号
令和　年　月　日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第８条第１項の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしましたので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費　　金　　円

交付決定額　　金　　円

補助対象期間　　令和　　年　　月から令和　　年　　月まで

２　注意事項

（１）補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、速やかに計画変更承認申請書（様式第５号）に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（２）補助事業者は、補助対象期間を満了した日から起算して３０日を経過した日、又は交付決定を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、要綱第１１条に掲げる実績報告書を提出しなければなりません。

（３）１２か月以上連続して可視化サービスを利用するとともに、補助対象期間を含む１２か月分の可視化データを要綱第１４条に掲げる結果報告書に添付して提出しなければなりません。

（４）虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第４号（第８条関係）

旭環指令第　　号
令和　年　月　日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

１　不交付決定の理由

---

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭 川 市 長

（申請者）所在地
名　称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
計画変更承認申請書

年　　月　　日に提出した標記補助金交付申請書の内容を変更したいので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　変更事項

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 指令番号<br>※ 既に交付決定通知を受けている場合 | 年　　月　　日付け<br>旭環指令第　　号 | |
| 可視化サービスの仕様 | | |
| 提供事業者との契約内容 | | |
| 補助対象経費 | | |
| 補助申請額 | | |
| その他（　　） | | |

※変更事項を確認できる書類を添付してください。

２　変更の理由等

本件担当者の氏名、連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

様式第６号（第９条関係）

旭 環 第　　号
令和　年　月　日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
変更交付決定通知書

年　　月　　日に計画変更の承認申請があった標記補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を変更しましたので、同条第３項の規定に基づき、通知します。

１　変更事項

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 指令番号<br>※既に交付決定通知を受けている場合 | 年　月　日付け<br>旭環指令第　号 | 年　月　日付け<br>旭環指令第　号 |
| 可視化サービスの仕様 | | |
| 提供事業者との契約内容 | | |
| 補助対象経費 | | |
| 補助申請額 | | |
| その他（　　） | | |

２　注意事項

（１）補助事業者は、補助対象期間を満了した日から起算して３０日を経過した日、又は交付決定を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、要綱第１１条に掲げる実績報告書を提出しなければなりません。

（２）１２か月以上連続して可視化サービスを利用するとともに、補助対象期間を含む１２か月分の可視化データを要綱第１４条に掲げる結果報告書に添付して提出しなければなりません。

（３）虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭 川 市 長

（申請者）所在地
名　称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付申請取下げ申請書

　　年　　月　　日に提出した標記補助金の交付申請を取り下げたいので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、申請します。

（取下げの理由）

本件担当者の氏名、連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

様式第８号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名　称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
実績報告書

年　　月　　日付け旭環指令第　　号により補助金の（変更）交付決定を受けた補助対象事業を完了したので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり実績報告書を提出します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　補助金実績額　　金　　円

３　補助事業の内容　　別紙のとおり

４　添付書類
（１）補助対象経費の支払を証明する書類
（２）温室効果ガス排出量の算定結果の詳細資料（補助対象期間分）
（月別、燃料種別、使用量、温室効果ガス排出量などが分かる資料）
（３）その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名、連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

実績報告書（別紙）

1　補助事業に係る経費等

| 内　訳 | | 金　額 |
|---|---|---|
| 可視化サービスの月額利用料（税抜） | | 円 |
| うち、補助対象経費の額（税抜） | ① | 円 |
| 補助対象月数 | ② | 月 |
| 補助金実績額 | ①×② | 円 |

※1　補助対象経費の額は月額１万円が上限（年間契約などによる一括払の場合、一括払する額を利用日数（無料で利用することができる日数を除く。）で按分した額を補助対象経費とする。）

※2　補助対象月数は、無料期間を除く最長６か月かつ交付申請年度の２月末日以前

※3　市外の事業所と同時に導入した場合、市内分を按分計上し、その計算方法を６に記入のこと

2　申請者情報

| | |
|---|---|
| 可視化サービスを導入する事業所の所在地 | |

3　導入した可視化サービスの概要

| | |
|---|---|
| 契約期間又は使用予定期間<br>（うち、無料期間） | 年　月　日～　年　月　日<br>（　年　月　日～　年　月　日） |
| 提供事業者への<br>支払方法 | 月払　・　年払　・　その他（　） |
| | 補助対象経費の支払完了日：　年　月　日 |

4　他補助金併用の確認

当該可視化サービスの導入に際して、他補助金を〔 □併用する　・　□併用しない 〕

実績報告書（別紙）

５　脱炭素経営への転換に向けた今後の取組予定

| |
|---|
| |

以下は、可視化サービスの契約に市外の事業所が含まれている場合において記入してください。

６　按分の計算方法

| |
|---|
| |

(1) システムの月額利用料が事業所ごとに明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

(2) システムの月額利用料を事業所ごとに明確に区分できない場合は、システムの月額利用料の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

様式第９号（第１２条関係）

旭 環 第　　号
令和　年　月　日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付額確定通知書

令和　　年　　月　　日に提出のあった実績報告書について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１２条の規定に基づき、審査した結果、次のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

１　補助金交付確定額

金　　円

２　注意事項

（１）１２か月以上連続して可視化サービスを利用するとともに、補助対象期間を含む１２か月分の可視化データを要綱第１４条に掲げる結果報告書に添付して提出しなければなりません。

（２）その他虚偽の申請その他不正行為などがあった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

（３）補助事業者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から５年間保存してください。

様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名　称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
補助金交付請求書

年　　月　　日付け旭環第　　号　　で交付額確定通知のあった旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　金　　円

２　振込先

| | |
|---|---|
| 金融機関・支店 | |
| | 本店　・　　支店 |
| 口座種別 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義人<br>（補助事業者） | |

本件担当者の氏名、連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

様式第１１号（第１４条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名　称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
結果報告書

年　　月　　日付け旭環指令第　　号により補助金の（変更）交付決定を受けた補助対象事業を完了したので，旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき，次のとおり結果報告します。

記

１　温室効果ガス排出量の算定結果（12 か月計）　　t-$CO_2$

２　添付書類
(1) 温室効果ガス排出量の算定結果の詳細資料（補助対象期間を含む 12 か月分）
（月別，燃料種別，使用量，温室効果ガス排出量などが分かる資料）
(2) その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名，連絡先等

| | |
|---|---|
| 担当者の所属部署・職名・氏名 | |
| 担当者連絡先（住所） | 〒　－ |
| 担当者連絡先（電話番号） | |
| 担当者連絡先（メールアドレス） | |

様式第１２号（第１５条関係）

旭環第　　号
年　　月　　日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付決定取消し通知書

年　　月　　日付け旭環指令第　　号により補助金の（変更）交付決定を行った補助事業について、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

１　補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費　　金　　円

交付決定額　　金　　円

２　交付決定取消しの理由